

31川健介保第1333号  
令和2年2月27日

市内指定居宅介護支援事業所  
市内指定居宅介護予防支援事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長  
介護保険課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議等への対応方針  
について（通知）

日頃から、本市介護保険事業に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止策を徹底していただくとともに、万が一新型コロナウイルス感染症が発生した場合（疑いを含む。）には、「帰国者・接触者相談センター」又は「川崎市新型コロナウイルス感染症コールセンター」への連絡及び指示に従うこと等をお願いしているところです。

つきましては、川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例において義務付けられています1月（3月）に1回の利用者宅への訪問による実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）や居宅サービス計画等を新規に作成する場合等に開催するサービス担当者会議等については、新型コロナウイルスの感染拡大が収束に向かうまでの当面の間、次のとおりとさせていただきます。

**【モニタリング】**

特段の事情により利用者宅への訪問ができないときの取扱いと同様に、電話やFAX等、面接に代わる方法で実施状況を把握するとともに、利用者の居宅を訪問し、面接できない理由を支援経過記録等に記録してください。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大が収束した後、速やかに利用者宅へ訪問し、モニタリングを行うなど、適切な対応をお願いします。

**【サービス担当者会議】**

やむを得ない理由により担当者を招集することができないときの取扱いと同様に、担当者に対する照会等により意見を求め、利用者の状況等についての情報及び居宅サービス計画等原案の内容について共有し、当該照会内容等について記録してください。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大が収束した後、必要に応じて、サービス担当者会議を再度開催するなど、適切な対応をお願いします。

【その他】

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は他の指定居宅介護支援事業所の利用者を受け入れたこと等で、新型コロナウイルスへの感染又はその疑いにより歴月で1月を超える休暇等を取得したことで、事業所の介護支援専門員1人当たりの給付管理の件数が40件を超える場合であっても、超える部分について居宅介護支援費を減算する必要はありません。

(高齢者事業推進課事業者指導係 山口担当)

(介護保険課給付係 村上担当)

電 話 044-200-2910 (0447)

F A X 044-200-3926